附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年十月一日から同年十一月三十日までの間にこの省令の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の五第二項第一号イ又はロの有給休暇を取得させた事業主に対する同条第一項の規定による新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3　雇用保険法施行規則附則第十七条の二の四第一項に規定する育児休業等支援コース助成金は、令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの間における同項第一号イ又はロの有給休暇については、支給しないものとする。

○農林水産省令第六十六号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百五十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（基本構想に定めるべき事項） **第三条**　法第六条第二項第六号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （削る。） 一　（略） 二　法第四条第三項第三号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第六号ハに掲げる事項を除く。） 三　（略） （削る。） （基本構想の協議手続） **第四条**　（略） （基本構想の公告） **第五条**　法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事の同意を得て基本構想を定め、又はこれを変更した旨及び当該同意に係る基本構想について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （基本構想の変更） **第六条**　第二条及び第四条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第四条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聴いた意見及び基本構想の変更をすることを必要とする理由」と読み替えるものとする。 （事業規程の承認申請手続） **第七条**　（略）	（基本構想に定めるべき事項） **第三条**　法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移転される利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)に掲げる事項を除く。）、農用地利用集積計画の作成の申出を行う農業協同組合及び土地改良区に関する事項並びに農用地利用集積計画の作成手続その他利用権設定等促進事業の実施に関し必要な事項 二　（略） 三　法第四条第四項第三号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第五号ハ及びニに掲げる事項を除く。） 四　（略） **第四条**　削除 （基本構想の協議手続） **第五条**　（略） （基本構想の公告） **第六条**　法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事の同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。 （基本構想の変更） **第七条**　第二条及び第五条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第五条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聴いた意見及び基本構想の変更をすることを必要とする理由」と読み替えるものとする。 （事業規程の承認申請手続） **第八条**　（略）